

序章 はじめに

序-1 本計画の背景

■少子高齢化等社会の進展

我が国の総人口は2004年をピークに減少を始めています。国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来人口推計では、今後ますます少子・高齢化が進むとされており、高齢者や障害者等が区別されることなく活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」^{※1}の理念や、“どこでも、誰でも、自由に、使いやすく”というユニバーサルデザイン^{※2}の考え方が広まる中、快適で安全に移動できるまちづくりの重要性がより一層高まっています。

■国の移動等円滑化に向けた取組

この間、国のバリアフリー^{※3}に関する動きは、2006年に『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」と表記）』が施行され、市区町村が定める「バリアフリー基本構想」を通じて、駅等を中心とした一定の区域（重点整備地区という）のバリアフリー事業を一体的に進める枠組みが整えられました。2013年には『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」と表記）』が、2017年には、『ユニバーサルデザイン2020行動計画』が閣議決定され、「心のバリアフリー」や「ユニバーサルデザインのまちづくり」の推進による社会的障壁を除去することで、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指してきました。

2018年には、バリアフリー法が改正され、重点的かつ一体的なバリアフリーのまちづくり促進に向けて、「移動等円滑化」^{※4}促進方針（マスタープラン）が新たに創設されました。また、市区町村が策定する「バリアフリー基本構想」が努力義務となり、2020年の改正では「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を基本構想に位置づけられるようになり、ハードのみならずソフト事業の促進が求められています。

■本市におけるユニバーサルデザインまちづくりに関するこれまでの取組

こうした中、本市では、2009年にユニバーサルデザインまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために『日野市ユニバーサルデザイン推進条例（以下「UD推進条例」と表記）』を施行、2012年には、同条例に基づき『日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画（以下「UD推進計画」と表記）』及び重点整備地区におけるバリアフリー化の具体事業を示した『第二次日野市バリアフリー基本構想』（以下「旧基本構想」と表記）』を策定、翌年には「特定事業計画」を策定し、駅や市役所周辺の道路のバリアフリー化や、公共施設への筆談器の設置及び心のバリアフリー教育の推進など、ハード、ソフト、ハートの連携によるまちづくりに取り組んできました。

※1：ノーマライゼーション

福祉用語の1つであり、障害者や高齢者などがほかの人と平等に生きるために、社会基盤や福祉の充実などを整備していく考え方

※2：ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、出身の国や地域にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境を計画する考え方。1980年にアメリカのロナルド・メイス氏らによって提唱され、ユニバーサル(Universal:すべての、普遍的な)と、デザイン(Design:構想、計画、設計)という2つの英単語を合わせたもので、その頭文字をとってUD(ユーディー)と呼ばれる。

※3：バリアフリー

高齢者、障害者等が社会生活をしていくうえで、障害(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障害、情報面での障害など、すべての障害を除去するという考え方

※4：移動等円滑化

移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は、施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること

序-2 本計画の目的

これまでの取組によって、駅やその周辺の面的なバリアフリー化は一定程度進んできていますが、高齢化が進む中であって、ユニバーサルデザインの観点としては、まだまだ十分とはいえない状況にあります。

本計画は、UD推進計画が目標年次に達したことから、これまで取り組んできた事業の達成度等を評価するとともに、2018年及び2020年のバリアフリー法一部改正に基づいて計画内容を見直し、市民だれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる活動に参加し、人生を楽しみながら希望をもって生きられるユニバーサルデザインのまちづくりの推進を目的とし策定します。

日野市におけるこれまでのユニバーサルデザインまちづくりの取組の経緯



国の取組
 東京都の取組
 日野市の取組

【補足】ユニバーサルデザインまちづくりについて

ユニバーサルデザインについては、UD推進条例第2条で、「能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が可能な限り最大限に使いやすいように、生活環境を構築する考え方」と定義されています。ここでは、本UD推進計画の前提認識としてユニバーサルデザインまちづくりの基本的な考え方について整理します。

(1) バリアフリーとユニバーサルデザインの違い

	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
対象者	特定の人 (障害者・高齢者等)	すべての人 (年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず)
考え方	あとからバリア(障壁)を取り除く	はじめからバリア(障壁)をつくらない
主な対象	ハード面	ハード・ソフト両面
取組の前提	バリア(障壁)はすでに存在している	バリア(障壁)がないことがあたりまえ
取組の姿勢	特定の人にとって利用上のバリア(障壁)の数を減らしていく	すべての人にとって、さらに利用上の質が高まるように絶えず改善に取り組む

(2) ユニバーサルデザインのまちづくりに期待される効果

① 共生社会の推進

地域の多様な人が参画し協働するというプロセスにより、立場の違う人同士がお互いを理解し、ともに暮らし続けられる共生社会の推進が図られます。

② 豊かな暮らしの実現

地域の多様な人が参画し、地域のニーズが的確に反映されることで、その地域に合った豊かな暮らしが実現されます。

③ 経済的な効果の期待

多様な人の社会参加が促進されることで、潜在的な需要が掘り起こされ、よりよいものが安価に提供される、市場が拡大する等の経済的な効果が期待されます。

④ コストの低減

「はじめから」すべての人を想定した環境づくりを進めることで、環境を整備した後の特別なニーズに対応するために追加する物的・人的コストが抑制され、中・長期的な観点から結果的にコストの低減につながります。

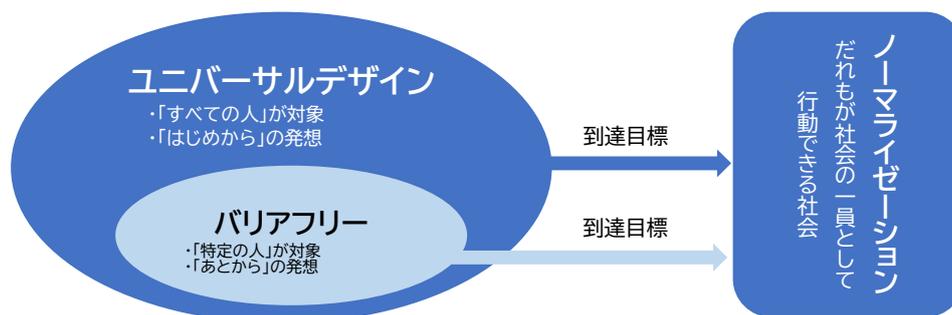
⑤ 環境負荷の低減

あらかじめ様々な変化に柔軟に対応できるような設計にすることで、長期的な利用が可能となり、環境への負荷が低減されます。

⑥ 社会活力の向上

ユニバーサルデザインが推進されることで、すべての人があらゆる地域、あらゆる場面で自立的に社会参加ができる環境が形成され、人材交流が活発化し、社会全体に活力が生まれます。

◇バリアフリーとユニバーサルデザイン、ノーマライゼーションの関係

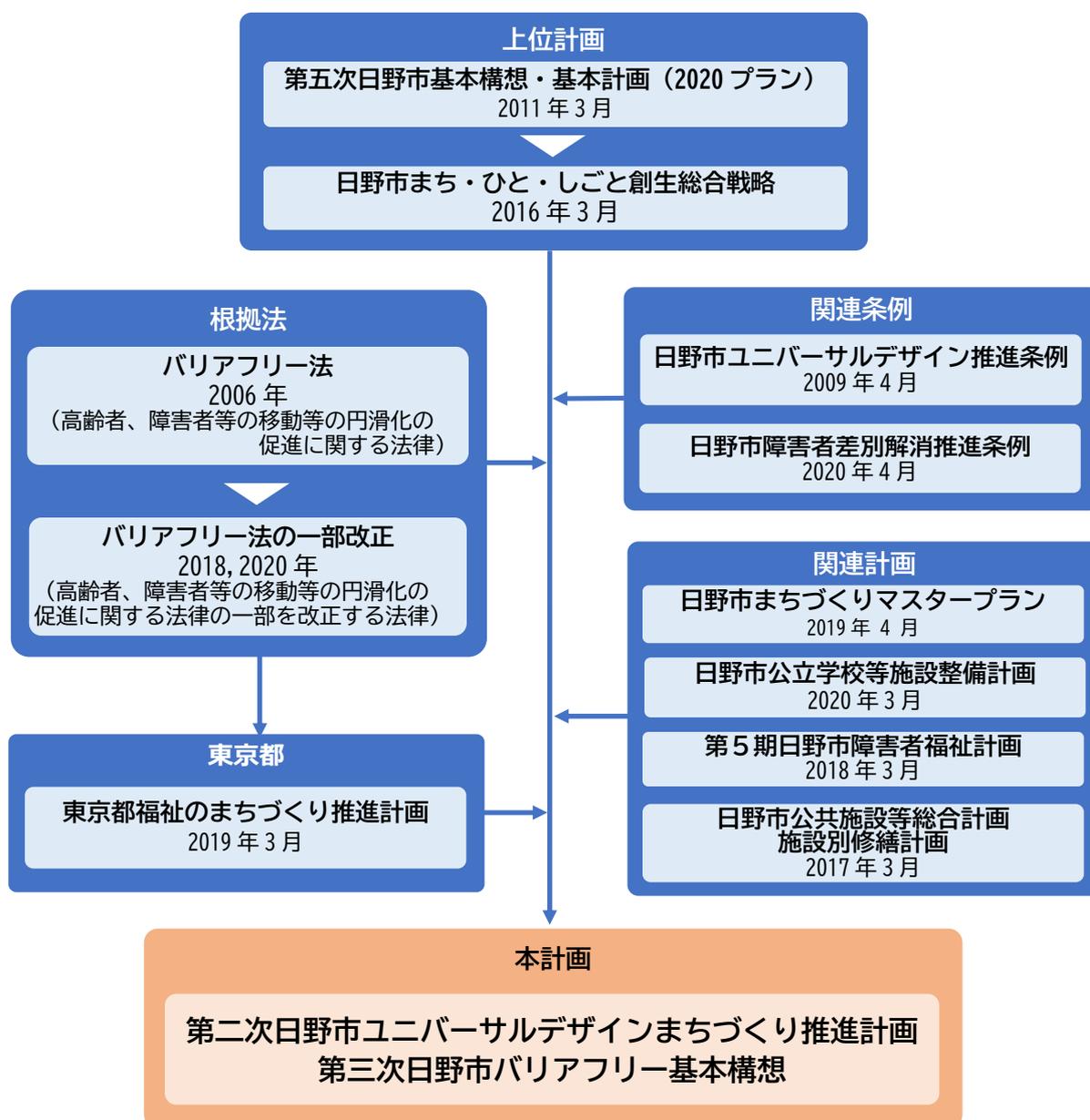


序-3 本計画の位置づけ

市域全体のユニバーサルデザインまちづくりの方針を示す「UD推進計画」、及びバリアフリー法における「移動等円滑化促進方針」は、いずれも「都市計画はもとより都市計画マスタープラン等との調和・整合が保たれたものでなければならない」とされています。

UD推進計画及びバリアフリー基本構想は、UD推進条例及びバリアフリー法に基づき改定されるものですが、本市の施策の体系の中では、「日野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第五次日野市基本構想・基本計画(2020プラン)」を上位計画とし、「日野市まちづくりマスタープラン」をはじめ、「日野市公共施設等総合計画」、「第5期日野市障害者福祉計画」等との相互の関連性に留意するものとします。

◇本計画の位置づけ



序-4 改定のポイント

本推進計画の改定のポイントは、以下の通りです。

(1) バリアフリー法等への対応

2018年にバリアフリー化をより一層進めるため、バリアフリー法が一部改正され(第1章1-2「国、東京都、本市における取組」を参照)、バリアフリー化の取組の基本理念として「共生社会の実現」及び「社会的障壁の除去」が明記されました。また、これまでのバリアフリー基本構想制度に加えて、市区町村がバリアフリーの方針として“移動等円滑化促進方針(マスタープラン)”を定める制度が創設され、鉄道駅を中心とした地区や市役所等高齢者や障害者等が利用する施設が集まった地区における面的・一体的なバリアフリー化の推進が明記されました。また、2020年の一部法改正により、基本構想に記載する事業メニューとして、心のバリアフリー関連事業である「教育啓発特定事業」が追加され、ハードのみならずソフト・ハートにおけるバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策の推進がより一層求められています。

(2) 実態に即したバリアフリー基本構想への更新

旧基本構想で設定した重点整備地区の境界に隣接し延床面積500㎡以上の店舗や病院の立地があり、今後も新たな施設の建築が考えられること。また、2022年春に南平体育館の建替えが完了し施設利用の開始が予定されていたりするなど、旧基本構想策定時以降に建築された新たに追加されるべき生活関連施設があることから、その施設の追加に伴う重点整備地区の一部拡大、それら生活関連施設同士をつなぐ生活関連経路に関して「更新」「適正化」の2つの視点から見直しを行います。

序－5 本計画の構成

本計画は以下のように構成されています。

章立て	内容	関連法規
序章 はじめに	本計画の背景、目的等について	
第1章 ユニバーサルデザイン まちづくりを取巻く現状 と課題	国、東京都、本市におけるバリアフリー化の取組、市民の意識などから、本計画で考慮すべき課題等について	
第2章 ユニバーサルデザイン まちづくりの基本方針 (移動等円滑化促進方針)	ユニバーサルデザインまちづくりを通じて目指すまちの姿や実現のための基本目標、及びユニバーサルデザインまちづくりの基本方針(移動等円滑化促進方針等)について	○UD推進条例第8条(推進計画の策定)に対応 ○日野市障害者差別解消推進条例第1条～8条に対応 ○バリアフリー法第24条の2(移動等円滑化促進方針)第1項～第10項に対応
第3章 第三次日野市バリアフリー 基本構想	重点整備地区別バリアフリー基本構想について	○バリアフリー法第25条(移動等円滑化基本構想)第1項～第11項に対応
第4章 UD推進計画の推進と 展開について	UD推進計画を推進していくための視点と展開のための留意点について	

序－6 計画期間

2022年度から2031年度までの10年を計画期間とします。ただし、国や東京都のバリアフリー政策や社会経済情勢の変化等を見据え、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。